

令和2年4月10日 招集
北九州市西部農業委員会 第35回総会議事録

1 会議の日時

令和2年4月10日 14時20分から
令和2年4月10日 14時35分まで

2 会議の場所

折尾出張所 2階会議室

3 会議の出席委員（19名）

◆農業委員（12名）

1番	倉成 保彦	3番	大庭 喜重	4番	久野 善隆	6番	木原 幹雄
8番	山田 泉	9番	田中 義一	12番	福田 甚裕	13番	梅崎 正和
14番	深町 秀	15番	松尾 喜平次	16番	松岡 勝信	19番	吉武 淳一

◆農地利用最適化推進委員（7名）

2番	浦邊 愛二	5番	平山 吉昭	7番	小田 建治	10番	秋山 誠
20番	松浦 正伸	21番	宮野 誠司	22番	本田 春夫		

4 会議の欠席委員（3名）

◆農業委員（2名）

11番 久保田 晴彦 18番 栗山 重隆

◆農地利用最適化推進委員（1名）

17番 安田 和彦

5 会議の出席職員

事務局長 橋本 浩司 次 長 篠田 秀彦 農地担当係長 吉田 修
主 任 松本 敦

6 会議の議案

(1) 農地法関係

議案第 99号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第100号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第101号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
議案第132号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第133号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第134号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第135号 非農地証明願について
報告第136号 農地改良届について

(2) 一般議案関係

(3) その他

7 議事 会長（久野 善隆）が議長となり開会を宣言 14時20分

<p>事務局長</p>	<p>それでは定刻前ではございますが、ご出席予定の議員の皆様お揃いでございますので、ただ今より、第35回総会を始めさせていただきます。それでは会議の進行につきましては、久野会長よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、こんにちは。まず先月3月の総会におきましては、指先に刺さった棘の影響で菌が入りまして、緊急で腕の切開手術をしておりました。大体1週間入院しまして、まだ強く手が握れませんが、徐々に回復するだろうと思っております。前回の会議の際は、急な事で行ったので、大庭副会長に議長を務めていただきまして、ご迷惑をお掛けしました。ありがとうございました。</p> <p>皆様に事前に案内がありましたように、新型コロナウイルスへの対応で、議案も事前に目を通していただいて、一括審議という事で簡略化して進めていきたいと考えておりますので、議事の進行につきましてはご協力をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、ただ今より第35回総会を開催します。進行につきましては着席をもって進めさせていただきます。本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>まず、出席委員の確認をします。本日の出席委員は19名です。欠席委員は、11番の久保田委員、17番の安田委員、18番の栗山委員の3名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。次に総会議事録の署名委員を指名します。今回の署名委員は、3番の大庭委員と9番の田中委員にお願いします。</p> <p>本日の総会は、先程申し上げました通り、新型コロナウイルス感染防止対策のため、</p>

	<p>会議時間を極力、短縮して行いたいと考えております。報告事項は「簡略化」し、前回同様に事務局の読み上げは省略いたします。</p>
議 長	<p>次に議案の審議ですが、先日ご案内した通り、事務局による個別内容の説明は省略いたします。また、北九州市西部農業委員会規則第16条の規定に基づき、一括審議により「異議の有無」のみを総会に諮ります。</p> <p>つきましては、事前配付の議案書について、異議のある場合のみ、発言等を宜しくお願い致します。</p>
議 長	<p>では、今回の議案第99号から第101号について、何かご異議ご質問等はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議は無いようですので、「議案第99号農地法第3条の規定による許可申請について」、「議案第100号農地法第5条の規定による許可申請について」、「議案第101号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」は、原案どおり了承することにします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。その他で何かございませんか。無ければこれで農地法関係の議案審議を終わります。</p>

議 長	<p>では、ここで5月議案分の「3条許可申請」に伴う調査方法の変更について、事務局から提案があります。</p>
農地担当係長	<p>お手元に資料はお配りしておりませんが、口頭にて3条の現地調査方法の変更についてご提案させていただきたいと思っております。</p> <p>これまで3条・4条・5条の申請については、当番委員と現地委員と一緒に現地に入り、現状を確認しておりましたが、県内に緊急事態宣言が発令されていることもありまして、今後公用車での複数人同乗による密集・密接した移動時間を出来る限り減らしたいと考えております。そのため、今月の締め切り分から現地での確認につきましては、4条・5条のみとし、3条については事務局で現地確認をした後に、位置図や写真等の書面で委員さんに確認させていただこうと考えております。なお、3条で問題のある案件につきましては、これまで通り事前に個別にご相談させていただきたいと思っております。4条・5条についても今まで通りと考えておりますが、この場合も現地近くで集合や解散を行うことにより、出来る限り密集・密接した時間は作らないようにしたいと思っております。これを5月議案分から落ち着くまでの間、適用していきたいと思っております。提案は以上です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>提案について、了承していただくことでよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議無し)</p>

議 長	4条・5条については、現地集合になりますが、それについても皆さんの自家用車で行ってもらおうという事で、ご協力をお願いします。
議 長	他に事務局から連絡事項はありますか。
事務局長	ございません。
議 長	それでは、これで第35回総会を終了いたします。お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。